

「第 4 次村上市障がい者計画」・「第 7 期村上市障がい福祉計画」及び
「第 3 期村上市障がい児福祉計画」策定の概要

1. 計画策定の趣旨

- ・本市では、人口減少局面における少子高齢化のさらなる進行、福祉ニーズの多様化などの地域環境の変化を踏まえ、「あふれる笑顔のまち村上」を将来像とする「第 3 次村上市総合計画」によって、「障がいのある人が安心して自分らしく暮らせるまちづくり（政策 1－4）」を進めています。
- ・障がい者福祉にかかる施策及び事業については、施策全般に関する基本的な計画である「第 3 次村上市障がい者計画」とともに、障害福祉サービス各事業の見込量等の確保を図る「第 6 期村上市障がい福祉計画」及び「第 2 期村上市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者（児）や難病患者の自立支援、また、その家族を含む暮らしを支えるための生活全般にわたる総合的な支援、サービスなどの適切な提供と環境整備に向け取組を進めてきました。
- ・本年度末に上記 3 計画の計画期間が終了することから、現状分析等を踏まえ、新たに「第 4 次村上市障がい者計画」・「第 7 期村上市障がい福祉計画」及び「第 3 期村上市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

2. 計画の法的根拠

- ・村上市障がい者計画：障害者基本法

第 11 条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

- ・村上市障がい福祉計画：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

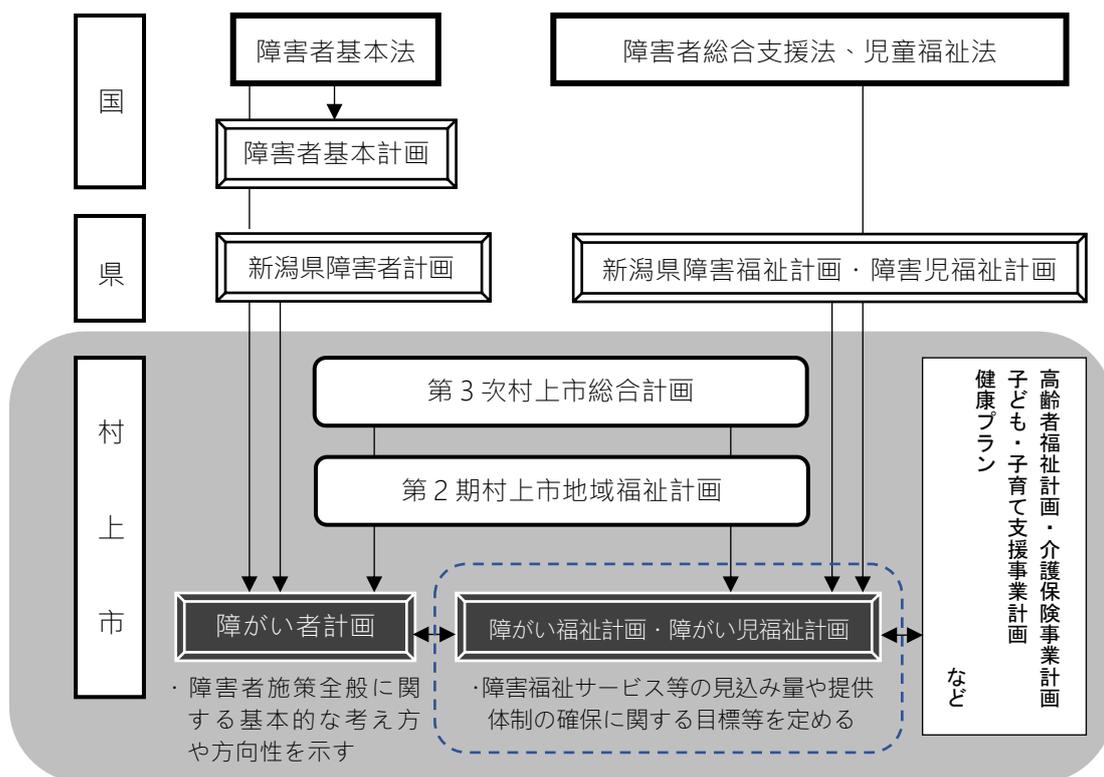
- ・村上市障がい児福祉計画：児童福祉法

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の位置づけ

- ・本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「第3次村上市総合計画」の将来像「あふれる笑顔のまち村上」を実現するための分野計画となります。
- ・また、村上市障がい者計画については国の障害者基本計画及び新潟県障害者計画を基本とするとともに、村上市障がい福祉計画及び村上市障がい児福祉計画については、国が発する基本指針に即して策定するものです。

< 計画の位置づけ >



4. 計画期間

- ・「第4次村上市障がい者計画」は6年間（令和6～11年度）、「第7期村上市障がい福祉計画」及び「第3期村上市障がい児福祉計画」は3年間（令和6～8年度）となります。

< 計画期間 >

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画（6年間）	第4次					
障がい福祉計画（3年間）	第7期			第8期（予定）		
障がい児福祉計画（3年間）	第3期			第4期（予定）		
村上市地域福祉計画（5年間）	第2期（令和4～8年度）			第3期（予定）		
村上市総合計画（5年間）	第3次（令和4～8年度）			第4次（予定）		

5. 策定スケジュール

・策定スケジュールは次のとおりに想定しています。

年月	工程及び会議等	主な協議事項
令和5年 4月～8月	計画策定の準備 アンケート調査の業務設計 計画策定概要の取りまとめ及びスケジュールの構成	
8月28日	第1回 村上市障がい者計画等審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会長及び副会長の選出 ○ 計画策定概要及びスケジュールの確認 ○ 調査票の検討
9月～10月	アンケート調査の準備、実査、集計・分析、調査報告書の作成 現行計画の進捗及びサービス実績の取りまとめ	
11月	第2回 村上市障がい者計画等審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート調査結果の報告 ○ 計画（素案）の検討
12月～2月	12月上旬 計画素案の補修正により計画書最終案の作成 1月中旬 意見公募（パブリックコメント）※3週間実施 2月上旬 パブリックコメントを受けての計画書最終案の補修正	
2月	第3回 村上市障がい者計画等審議会	○ 計画書最終案の検討
3月	計画の議会報告等	